平成２７年（フ）第５０４号
千葉市花見川区幕張本郷１丁目14番18―102号
債務者　秋葉　智恵（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５１６号
千葉市花見川区宮野木台２丁目６番６号　メゾン清宮102号
債務者　澤田　一夫
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５２７号
千葉県船橋市中野木２丁目16番１―407号
債務者　松田　輝機
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５３８号
千葉県船橋市前原東２丁目８番６―105号
債務者　村山　　實
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５６０号
千葉市中央区星久喜町1080番地５　ガーデンコート星久喜104号
債務者　秋田　智広
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５６６号
千葉市緑区あすみが丘１丁目２番地１　プリマヴェーラ202号
債務者　三澤　正義
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５７０号
千葉県市川市妙典２丁目10番36―204号（リ・ベルテ）
債務者　杉山　正和
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５８０号
千葉市中央区祐光３丁目４番８号　コーポ東千葉201号
債務者　小平　浩一
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５９４号
千葉県船橋市本中山４丁目22番８号　石井新川ビル302号
債務者　笹谷美佳子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１８号
千葉県香取市津宮937番地１
債務者　久保木　仁
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第１９号
千葉県香取市津宮937番地１
債務者　久保木晃子
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第２５２号
相模原市緑区相原２丁目33番２号　セントラーザ相原202
債務者　春日　早苗
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２５８号
相模原市中央区共和１丁目６番11号　アプローズサウス101
債務者　傳福　玲奈
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２６６号
相模原市中央区富士見２丁目９番２号　パレス富士見202
債務者　坂本　伸二
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１１５号
静岡県駿東郡清水町久米田117番地の14
債務者　近藤　安輝
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２２２号
静岡県三島市谷田（小山）168番地の１　エトワールＫ―406、前住所静岡県伊豆の国市中928番地の25
債務者　坂田佳保里
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２３４号
静岡県沼津市大岡2966番地　グリーンサムオオシマ101、前住所静岡県沼津市大岡3368番地の10　プリンスガーデン409号
債務者　鬼木　伸博
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係